

令 4 廃リ 対策 第 2 8 8 号
令和 4 年(2022 年) 8 月 2 6 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部長

「産業廃棄物適正処理推進期間」の実施について（協力依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、産業廃棄物の不適正処理を防止するとともに、廃棄物の不法投棄や野外焼却等の未然防止を図り、県民の生活環境の保全を推進するため、本年度も 9 月、10 月を「産業廃棄物適正処理推進期間」に設定し、各健康福祉センターを中心として別添のとおり実施することとしております。

貴会におかれましても、本期間の趣旨を御理解いただきますとともに、貴会の活動を通じて、産業廃棄物の適正処理に係る意識啓発や廃棄物の回収作業等の取組を実施されるようお願いいたします。

なお、廃棄物の不法投棄等に関する情報については、下記の不法投棄ホットライン又は E メールで連絡いただきますよう併せてお願いいたします。

記

【連絡方法】

○不法投棄ホットライン

0 1 2 0 - 5 3 8 - 7 1 0

○Eメール

fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp

【添付資料】

産業廃棄物適正処理推進期間実施要領

廃棄物・リサイクル対策課
適正処理推進班
TEL 083-933-2998
FAX 083-933-2999